

福井県図書館協会規約

昭和63年 6月16日

改正 令和 3年 6月 3日

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は福井県図書館協会と称する。

(組織)

第2条 この会は次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 福井県内公共図書館
- (2) 福井県内大学図書館（短期大学、工業高等専門学校を含む）
- (3) 福井県学校図書館協議会
- (4) その他福井県内の図書館同種施設

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この会は福井県内の図書館活動の振興を図り、文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 図書館事業に関する調査研究
- (2) 図書館活動に関する講演会、講習会、展示会等の開催
- (3) 資料の収集および情報の交換
- (4) 読書の普及および指導
- (5) 図書館職員の研究、研修会の開催
- (6) 機関誌、その他印刷物の刊行
- (7) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

第6条 会長は会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時はその職務を行う。

3 監事は会計を監査する。

第4章 会議

(会議)

第7条 この会の会議は総会とする。

(総会)

第8条 総会は会長が招集する。

2 総会は構成員の3分の1以上の出席で成立する。

3 総会の議長は会長が務めるものとする。

4 議事の成立は出席者の過半数の同意をもって決め、可否同数のときは議長の決めるところによる。

5 定期総会は毎年1回開催する。ただし、やむを得ない理由により定期総会を開催できない場合は、書面による協議をもって定期総会に代えることができる。

6 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

7 総会の権限は次のとおりとする。

(1) 主要事業の決定

(2) 予算の決定および決算の承認

(3) 規約の改正

(4) その他、この会の目的の達成に必要なかつ重要な事項

第5章 会計

(経費)

第9条 この会の経費は次のものをもってあてる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) その他の収入

2 会費については別に定める。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

(事務局)

第11条 この会の事務局は、福井県立図書館内に置く。

2 事務局は会長の総括のもとに事務を処理する。

3 事務局に常任幹事および幹事若干名を置き会長が任命または委嘱する。

附則

1 この規約は、昭和63年6月16日から施行する。

附則

1 この規約は、令和3年6月3日から施行する。